

職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

昭和 55 年 3 月 1 日
条 例 第 1 号

職員の分限に関する手続き及び効果については、藤井寺市の職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。